

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程の改定案 新旧対照表 (案)

現 行	改定案
<p data-bbox="210 296 981 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="808 392 1061 424">平成26年3月25日</p> <p data-bbox="808 440 1061 472">消費者委員会決定</p> <p data-bbox="651 488 1061 520">最終改正 平成27年3月24日</p> <p data-bbox="125 584 1077 663">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="125 727 454 759">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="174 823 259 855">附 則</p> <p data-bbox="174 871 826 903">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="174 919 891 951">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="174 967 891 999">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p>	<p data-bbox="1211 296 1982 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="1805 392 2058 424">平成26年3月25日</p> <p data-bbox="1805 440 2058 472">消費者委員会決定</p> <p data-bbox="1648 488 2058 520">最終改正 平成 年 月 日</p> <p data-bbox="1122 584 2096 663">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="1122 727 1451 759">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="1171 823 1256 855">附 則</p> <p data-bbox="1171 871 1823 903">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="1171 919 1888 951">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1171 967 1888 999">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1171 1015 1908 1046"><u>この規程は、平成 年 月 日から改正施行する。</u></p>

現 行			改定案		
(別紙) ワーキング・グループの名称・目的・構成員			(別紙) ワーキング・グループの名称・目的・構成員		
(◎：座長、○：座長代理)			(◎：座長、○：座長代理)		
ワーキング・グループ名称	目的	構成員	ワーキング・グループ名称	目的	構成員
成年年齢引下げ対応 検討ワーキング・グループ	民法の成年年齢 が引き下げられ た場合、新たに 成年となる者の 消費者被害の防 止・救済のため の対応策につい て検討すること	○ 池本 誠司 委員 大森 節子 委員 河上 正二 委員長 ◎ 樋口 一清 委員 増田 悦子 委員	<u>消費者法分野におけ るルール形成の在り 方等検討ワーキン グ・グループ</u>	<u>消費者法（取引 分野）における ルール形成の在 り方及びルール の実効性確保に 資する公正な市 場を実現するた めの方策並びに 行政、事業者、 消費者の役割に ついて検討する こと</u>	○ 池本 誠司 委員 ◎ 鹿野 菜穂子 委員 高 巖 委員長 樋口 一清 委員 山本 隆司 委員
			成年年齢引下げ対応 検討ワーキング・グループ	民法の成年年齢 が引き下げられ た場合、新たに 成年となる者の 消費者被害の防	○ 池本 誠司 委員 大森 節子 委員 河上 正二 委員長 ◎ 樋口 一清 委員 増田 悦子 委員

現 行	改定案	
		止・救済のため の対応策につい て検討すること